

## 教育サポーターに関する Q&amp;A

Q1. これまでの事業内容と何が変わったのですか？

A1. これまでは、教育サポーター派遣を「一般派遣」と「懇談等通訳派遣」として運用していましたが、令和8年度から派遣に係る名称をそれぞれ「まなびサポーター」「通訳サポーター」と変更します。

「まなびサポーター」について

	これまで	R8年度からの変更点
名称	一般派遣	まなびサポーター
活動回数	言語ごとに年間最大12回	30回～400回程度 ※言語数や生徒数に応じて決定
サポーター	生徒の母語・母文化を理解する人材	日本語教育や多言語生徒の母語・母文化を理解する人材
活動内容	母語による学習支援補助	母語や日本語による学習支援補助
活動報告	「一般派遣活動報告書」を毎月作成して提出	「教育サポーター活動月報」(様式3-1)を毎月作成し、月末から7日以内に提出

「通訳サポーター」について

	これまで	R8年度からの変更点
名称	懇談等通訳派遣	通訳サポーター
活動回数	原則生徒一人につき年間1回	回数の制限なし
活動報告	懇談実施後7日以内	「教育サポーター活動月報」(様式3-1)を毎月作成し、月末から7日以内に提出

Q2. 活動内容に「日本語による学習支援補助」が加わったのでしょうか？

A2. これまでは、生徒の母語・母文化を理解する人材を教育サポーター一般派遣として学校へ派遣し、母語を活用した支援に取り組んできました。令和8年度からは、母語はできないけれど、日本語による学習支援の補助などで教職員と協働していただける人材も、教育サポーターとして活動できるように、幅を広げました。

Q3. どのような人が教育サポーターとして活動していますか？

A3. 教育サポーターとして活動しているのは、日本語学習支援の経験がある方や、元教職員の方、現在非常勤で勤務されている教員の方、大学生ボランティア、地域で活動しているボランティアの方などです。いずれの場合も、ピアにほんごに教育サポーターとして登録している方が対象となります。

Q4. すでに関わっている学校で「まなびサポーター」として活動したい場合はどうすればいいですか？

A4. 活動を希望する場合は、まず教育サポーターとしての登録を行ってください。

すでに学校に関わりのある方(元教職員の方、非常勤講師、大学生ボランティア、地域ボランティアなど)も、教育サポーターとして登録いただくことで、本事業の「まなびサポーター」として正式に派遣され、謝金が支給されます。

なお、実際の派遣にあたっては、学校側が「まなびサポーター活用申請書」にお名前を記載することで、担当者として指定されます。

Q5. 非常勤講師や特別非常勤講師として勤務(活動)している日に、教育サポーターとして活動することはできますか？

A5. 可能です。

双方の業務(担当内容)を明確に区別したうえで活動してください。

ただし、その勤務日の交通費は非常勤講師や特別非常勤講師として支払われますので、教育サポーターとしての活動でお支払いすることができません。そのため、活動日が重なる場合は、必ず「教育サポーター活動月報」(様式 3-1)の備考欄にその旨を記載してください。

Q6. 教育サポーターとして活動する際に、学校で行う手続きはありますか？

A6. 教育サポーターのみなさまに、学校で事務手続きを行っていただく必要は基本的にありません。ただし、活動内容の確認や報告等について、学校との連携にご協力をお願いいたします。

※「教育サポーター活動月報」(様式 3-1)は、必ず期日までに提出してください。

謝金の支払いが滞ることになります。

Q7. 一日当たりの活動上限時間数はありますか？

A7. 教育サポーターの活動は、「まなびサポーター」「通訳サポーター」とともに、2 時間を 1 回として扱います。一日の活動時間が 2 時間を超えた場合は、2 回分(2 時間以上 4 時間以内)または3回分(4時間以上6時間以内)の活動として計上します。実質活動時間を明記してください。

Q8. まなびサポーターは学校外で活動することはできますか？

A8. たとえば、オープンキャンパスへの同行支援など、学校外での活動も可能とします。

ただし、まなびサポーターと生徒だけの活動とならないように、教職員の付き添いは必須です。

学校外で活動した場合は、必ず「教育サポーター活動月報」(様式 3-1)の備考欄に活動場所を記載してください。

Q9. 教育サポーターには教員免許が必要ですか？

A9. 「まなびサポーター」「通訳サポーター」ともに、不要です。

Q10. 教育サポーターになるにはどうすればいいですか？

A10. ピアにほんごのホームページに登録申請書があります。記入後メールで送付してください。

登録には申請書の提出と、ピアにほんごの担当者との面談が必要ですが、府立高等学校の卒業生や学校からの紹介で新たに登録される方は、面談不要となります。